

北朝鮮の観光政策の変化と成果

—改革・開放政策との関連を中心として—

辛

貞

和

問題の提起

- I 一九八四年の「合弁法」制定と観光産業の開始期
- II 一九九一年の「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」宣布と観光産業の奨励期
- III 二〇〇二年の「七・一措置」の公布と観光産業の実行期
- IV 終わりに

北朝鮮は、一九四八年九月九日政府樹立以来、観光を「浪費的であり、安逸な生活を追求させる非生産的なものである」と否定的に認識してきた。それとともに、北朝鮮社会の外部露出や資本主義思潮の流入などを恐れ観光事業の对外開放に消極的な態度をとってきた（環太平洋研究所編、一九九三・三九二）。このように観光に対する否定的態度にもかかわらず、北朝鮮は自力更生に基づいた自立的民族経済建設という「ウリ式」経済発展路線

がもたらした経済的困難を補完するために取り組んできた一連の改革・開放政策の中で観光産業の育成を試みてきた。

たとえば、北朝鮮の最初の改革・開放政策といえる一九八四年九月の「朝鮮民主主義人民共和国合弁法」（以下、「合弁法」）では観光を外国企業との合弁対象の一つとして重視した。次に、冷戦崩壊後の一九九一年八月に宣布された経済特区政策である「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」の後続措置として一九九六年七月に承認された「自由経済貿易地帯観光規定」では観光を国家産業の一つとして格上げし、その発展を試みた。そして、二〇〇二年七月一日の「経済管理措置」（以下、「七・一措置」）の公布の直後に採択された「金剛山観光地区法」では韓国企業との合作や韓国人観光客の受け入れを表明するなど積極的に観光産業の推進を打ち出した。

このように一連の改革・開放政策に観光産業の育成が政策として常に取り上げられていたという事実は、北朝鮮が観光産業を経済再生を目的に進める主要産業の一つとして認識していたことを意味する。それは北朝鮮の全ての経済特区（平壌・南浦、開城及び板門店地域、妙香山地域、白頭山地域、元山及び金剛山地域、羅津・先鋒及び七宝山地域、新義州及び義州地域）を兼ねていていることからも確認できる。このような事実は北朝鮮が実施してきた一連の改革・開放政策の目的、内容、そしてその結果の理解において観光産業が有用な指標になり得ることを意味する。

以上の前提の下で本論文では、北朝鮮の観光産業政策を改革・開放政策と関連づけて分析する。⁽¹⁾ 第Ⅱ章では、一九八四年に発表された「合弁法」と、そのなかで提示された観光産業関連主要政策の内容とその結果を分析し観光産業開始期の特徴を提示する。第Ⅲ章では、一九九一年に発表された「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」と一九九六年に制定された「自由経済貿易地帯観光規定」で提示された観光産業の主要政策の内容とその結果を分析し観光産業奨励期の特徴を究明する。第Ⅳ章では、二〇〇二年七月一日に発表された「七・一措置」と「金剛山

「観光地区法」で提示された観光産業関連主要政策の内容とその結果を分析し観光産業実行期の特徴を究明する。最後に第V章では、北朝鮮の改革・開放政策の内容、変化過程、特徴と限界などを観光産業政策と関連づけて明らかにする。

II 一九八四年の「合弁法」制定と観光産業の開始期

1 一九八四年の「合弁法」制定と観光産業政策

一九八〇年度「新年辞」で、金日成主席は「人民経済における全ての部分で輸出源泉を積極的に探求動員し対外貿易を多角化、多様化し貿易の幅を広げるべき」であると言及し、対外貿易の発展に力を注ぐ意思を表明した。また、同年一〇月に開催された朝鮮労働党第六回党大会で発表された「一〇大展望目標」を通じては、輸出を八〇年代末まで現在（一九八〇年・著者注）の四・二倍に拡大する目標を提示した（金日成、一九八〇・七）。さらに、一九八四年一月に開催された最高人民会議第七期第三回会議で、金日成主席は「第一に、これまで対外経済協力を対内経済遂行の副次的手段、補助的役割としてみてきたのを必然的手段、主導的役割とみなす。第二に、これまで対外経済協力推進過程で堅持してきた、『先政治、後経済』という観念を『先経済、後政治』という観念に変化させる。第三に、発展途上国家、社会主義国家、そして友好的な資本主義国家、なかでも未修交資本主義国家とも技術交流と経済合作を主要内容とする対外経済関係を強化する」と発表した（環太平洋研究所編、一九八七・三六二）。このように北朝鮮は、自力更生に基づいた自立的民族経済建設という大前提を維持しながらも経済発展のためには西側国家との経済交流、すなわち改革・開放政策が必要であることを認めた⁽²⁾。北朝鮮の対外経済協力に対する認識が変化したのである。

同年九月八日、北朝鮮は最高人民会議常設会議の名で「合弁法」を制定・公布し、施行に移した。⁽³⁾ 北朝鮮は「合弁法」に基づいて誕生する合弁企業を、『一国の会社・企業所と他国の会社・企業所が共同投資、共同経営、利潤の共同分配、損失に対する共同負担を前提に創設する企業』と規定した。言い換えると、「合弁法」は制限的な対外開放と外国人の直接投資誘致を通じて立ち遅れた産業を発展させようとする北朝鮮最初の開放・改革政策であつた。

観光産業と関連して注目に値するのは、北朝鮮が観光という用語を経済活動と関連して公式的に使用し、観光産業を外資との合弁分野の一つとして設定したことである。観光を浪費と安逸な生活を追い求めようとする非生産的なものとして否定的に規定してきた北朝鮮が、観光産業が持つ経済価値を認識するようになったのである。もちろん、北朝鮮は一九五六年に国家の観光行政教務を担当する機関として旅行管理局を設置し、社会厚生レベルで住民の休養・旅行を支援したり、一部の社会主義国家を対象に体制宣伝を主目的とする観光を実施したりした。しかし、基本的に観光を資本主義的なものであるとみなし、資本主義要素の北朝鮮への移入を防ぐため北朝鮮住民の外国訪問や外国人の北朝鮮旅行を厳しく制限してきた（磯崎敦仁、二〇〇七年九三）。

北朝鮮が観光産業を合弁対象の一つとして位置づけた理由は何であろうか。第一に、観光学者のターナー（Turner）とアシュ（Ash）が指摘しているように、開発途上国の場合、観光を『翌日目を覚ますと、世界産業界で列強になり得る』ようなたやすい手段とみなす傾向が強い（金サホン、二〇〇六年三〇九）。特に、北朝鮮の場合、最大友邦国の中が台湾及び外国人観光客を受け入れ相当な外貨を獲得している様子を目のあたりにしていた（金日成、一九八九年一月一九一二）。それに、北朝鮮は金剛山を代表とする江原道や東海などが中国の如何なる観光地よりも飛び抜けていた（金日成、一九七五年四八一月四八二）。したがって、北朝鮮の優れた地域を観光地として開発し、開放さえすれば、すぐにでも外国人観光客が駆けつけてきて短期間で外貨を

稼げると思っていたかもしれない。第二に、外国人観光客の流入が一九八三年一〇月の「ラングーン爆発テロ事件」によって形成されたテロ国家という否定的イメージの改善に寄与するだろうと期待した。もし、北朝鮮の对外イメージが改善されれば、それは西側企業の対北朝鮮投資に肯定的に作用しうるからであつた。第三に、西側企業との合弁を通じて道路施設、ホテルなどインフラが建設されれば、それは観光産業のみならず、他産業の発展の土台としても活用できるからであつた。

まず、北朝鮮は観光産業を担当する組織づくりに取り掛かった。一九八六年五月政務院直属の旅行管理局を拡大・改編し「国家観光指導総局」を設置した（方完柱・黃鳳赫、一九九一・九八⁽⁴⁾）。それから同年八月には平壤美麗ホテルを竣工するなど、主に首都平壤をはじめとする大都市や観光地を中心に外国人を対象とする高級ホテルを建て始めた（交通開発研究院、一九九二・三二）。翌年の九月には世界観光機関（World Tourism Organization）に正式に加入し、同機関本部が置かれているマドリードに「観光代表部」を設置した。これは国際観光を始めるための北朝鮮なりの準備であつた。とにかく、WTO加入直後、北朝鮮は平壤で観光映画祭典を開催し、平壤産業大学にホテル学部を新設し観光要員を養成するなど外国人観光客の受け入れに必要な準備を行つた。また、金鋼山と元山地域を世界的観光地に造成することを命じた金日成主席の教示を受けて、金鋼山から元山松濤園までの地域を対象とする観光地開発計画を発表した。それから、外国人が旅行可能な場所として南浦（臥牛島地区）、元山（松濤園地区）、通川（侍中湖地区）をはじめ羅津・先鋒地区など（都市、観光名所八カ所）を指定した（後に海州、咸興を追加指定）（国立開発研究院、一九九二・三四四）。北朝鮮は観光産業が持つ経済的意味を理解し、観光産業のための基盤を築こうとしたのである。

2 実質的成果と問題点

「合弁法」の採択後、北朝鮮は西側企業からの直接投資を受け入れるために力を注いだ。しかし、西欧の企業はもちろん地理的に近い日本の企業までも北朝鮮との合弁事業にさしたる関心を表明しなかつた。それは七〇年代初期の外債問題に起因する北朝鮮の低い対外信用度、北朝鮮の「われわれ式」経済の硬直性、それから外国人投資法制の不備などと関連していた。⁵⁾「合弁法」の採択以来二年の間外国企業との合弁実績は六件に過ぎなかつた。このような状況のなか、金日成主席は一九八六年二月二八日北朝鮮を訪問した朝鮮商工人連合会代表団に対し、祖国である北朝鮮の経済発展と人民生活の向上のために務めることを要求する「二・二八教示」を発表した。この教示にしたがい北朝鮮と総連系企業との間で、いわゆる「朝・朝合弁事業」ともいえる合弁事業が本格的に始まつた。しかし、「朝・朝合弁事業」は件数の多さに比べて、総連系企業の脆弱な資金事情や信用の問題などにより、活性化されなかつた。結局、外国資本を受け入れ遅れた産業を立て直そうとした北朝鮮の最初の改革・開放政策である「合弁法」は失敗に終わつたのである。

ところで観光産業と関連に、北朝鮮が特に力を入れたのは観光インフラの建設と外国人観光客の誘致であつた。まず、観光インフラの建設のために北朝鮮は西側企業との合弁を試みた。北朝鮮が推進する合弁事業に関心を寄せる西欧の企業がほとんど現れないなかで、フランスのカンペノン・ベルナル建設会社と日本の南海電鉄が肯定的な態度を示した。北朝鮮の朝鮮第一設備輸出入会社はカンペノン・ベルナル社と合弁事業第一号として羊角島ホテル建設に合意した。カンペノン・ベルナル社が北朝鮮との合弁事業を推進した背景には当時のミツテラン政権が推進する南北韓等距離外交政策があつた。合弁契約の主要内容は、第一に運営資金は北朝鮮が六〇%、カンペノン・ベルナル社が四〇%を投資する、第二に合弁期間は五年で延長可能である、第三に理事会は五人で構成するということであつた。

平壌市内を流れている大同江の中流に建設が予定されていた羊角島ホテルは総面積が約八万七千m²で四六階建てのタワー式建物でベッド数一二〇〇個の規模であった。一九八五年二月二六日に起工式が行われたが、途中でカンペノン・ベルナル社の技術者の撤収によつて建設が中止された。中止の真相は明らかではないが、北朝鮮が当初の契約で約束した設備と機材を提供しなかつた上に、カンペノン・ベルナル社に増資を要求したからだと報道された（玉井素・渡辺利夫編、一九九三・一三〇～一三一）。

また、北朝鮮の朝鮮アジア貿易促進会が一九八五年九月に日本の南海電鉄と技術提携・合作事業を締結した。同事業と関連した「備忘録」は三つの協力形態（技術協力、合作、対日発注）と約二〇項目の協力内容を提示していた。その中には観光事業と関連して、元山と金剛山に各々一〇〇〇人の受容能力を持つホテルの建設が含まれていた（金英允、一九九七・一一）。しかし、同件もその理由が明らかにされないまま中止されてしまった。また、一九八八年には北朝鮮と総連の間に観光大同合作会社と観光運送業と関連した合弁事業契約が結ばれたが具体化されなかつた（南宮鑑、一九九八・二八五）。結局、外国企業の投資を通じて観光産業を活性化しようとした北朝鮮の一連の試みは失敗に終わった。

それから、北朝鮮が注目した外国人観光客の誘致問題である。北朝鮮は「合弁法」の採択後、海外を対象に北朝鮮観光を広告・紹介する担当機関として「観光宣伝通報社」を新設した。それから、西側国家であるフランス、英國、オーストリア、スウェーデン、香港、西ドイツなどを含めた二百あまりの旅行社と契約を結び（真保潤一郎・宮塚利雄、一九九一・四二）日本、香港、それから台湾を中心に団体観光客の募集を行つた。一九八六年、北朝鮮樹立以来初めて、香港とオーストリアの団体観光客が北朝鮮を訪問した、一九八八年基準、北朝鮮を訪問した外国人観光客の数は約一〇万人に達した（交通開発研究院、一九九二・五一）。

海外観光客のなかで、特に北朝鮮観光に興味を示したのは日本人であつた。これは、二国家間における観光客

の流动は両国及びその国民の間の格别な関係を测定することができるバロメータと言える』とロバート・ストック (Robert Stock) の指摘どおり、日本人の北朝鮮旅行は朝鮮半島と日本との特别な関係を象徴していた (金サホン、二〇〇六年二月二八二)。一九八七年六月、北朝鮮は日本人観光客の受容を正式に表明した。これに応じる形で日本外務省も北朝鮮への渡航に使える旅券を発給した。一九八七年一〇月、最初の日本人観光団 (三八人) が中国を経由して北朝鮮を訪問した。⁽⁶⁾ 旅行が開始された初年度の一九八七年に総九チーム一三〇人の日本人が北朝鮮を訪問した (磯崎敦仁、二〇〇七年九四)。

北朝鮮が日本人観光客に寄せる期待にもかかわらず、日朝関係の悪化とともに日本人の北朝鮮観光は開始から一年も経たないうちに中断された。それは一九八七年一月二九日、北朝鮮がソウル・オリンピック (一九八八年九月一七日～一〇月一二日) を阻止するために「大韓航空機爆破事件」を引き起こしたからである。日本政府は同事件を北朝鮮の組織的犯行と判断し、一九八八年一月に外交官及び国家公務員に対し北朝鮮との接続を禁止することを主要内容とする「対北朝鮮制裁措置」を発表した。そして翌年三月にはその対象を拡大し一般国民までも含まれる北朝鮮への「渡航自粛勧告」を発表した。これに対し北朝鮮も日本人観光客の受容を拒絶した。その結果、北朝鮮側からの招待状を受けて一般査証入手することができる人々を除き、すなわち在日朝鮮人以外の人の北朝鮮旅行はできなくなつた (磯崎敦仁、二〇〇七年九五)。

それから日本人の北朝鮮観光が再開されたのは一九八九年一〇月であつた。北朝鮮は観光再開の理由を発表はしなかつたが、日本政府が「大韓航空機爆破事件」と関連して行つた「対北朝鮮制裁措置」を九月一六日に解除したことによつて日本人観光客を拒否する理由がなくなつたからであると思われる。さらに、ソウル・オリンピックに対する対応の一環として開催した第一三回世界青年学生祭 (一九八九年七月一～八日、平壤) を成功裏に終わらせたとの自信感も作用していたかもしれない。とにかく、一〇月六日に日本中外旅行社が組織した旅行団を

はじめ、同年末までの約三ヵ月の間に七〇人の日本人観光客が北朝鮮を訪問した（磯崎敦仁、二〇〇七年九月）。しかし、このように断続的に行われる日本人の北朝鮮旅行が北朝鮮観光産業の活性化に及ぼす影響力は微々たるものであった。

結局、西側企業の資本と技術を導入し沈滞している経済に活力を吹き入れようとした「合弁法」は失敗に終わった。そして、観光産業の育成も失敗に終わった。失敗の外的要因としては第一に、外国企業が合弁事業を行えるほどのインフラ施設やエネルギーなどを北朝鮮が提供できなかつたこと。第二に、合弁事業関連法規の未整備。第三に、北朝鮮の対外経済信用度の低さ。第四に、北朝鮮の国際的な知名度の低さなどが考えられる。それから内的要因としては、自力更生に基づいた「ウリ式」経済運営方式により国際的な商行為を無視する北朝鮮の態度や西側企業との合弁が北朝鮮体制に及ぼす余波を警戒し資本主義的経営方式を受け入れなかつた北朝鮮の二重的態度が挙げられるだろう（玉井素・渡辺利夫編、一九九三年一二八～一二九）。

III 一九九一年の「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」宣布と観光産業の奨励期

1 一九九一年の「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」宣布と観光産業政策

一九九〇年代に入り、北朝鮮の経済状況は一層厳しくなつた。北朝鮮は第三次七ヵ年経済計画期間（一九八七年～一九九三年）の間、年平均七・九%の成長目標を掲げた。しかし、同期間の年平均経済成長率はマイナス一・七%であった。また、外貨不足による原・副資材の輸入減少とエネルギー不足で工場の平均稼働率は三〇～四〇%に過ぎなかつた。このような厳しい経済状況に拍車を掛けたのがソ連及び東欧社会主義国家の崩壊であった。主要な原料資源とエネルギーの依存先であった社会主義市場の消滅は北朝鮮経済に致命傷を与えた。北朝鮮は生

存のために改革・開放政策を実施しなければならなかつた。

北朝鮮は、一九九一年一二月の政務院決定によつて中国・ロシアと国境を接している豆満江下流の羅津・先鋒地域に「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」を設置すると発表した。「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」の設置理由を北朝鮮は次のように説明した。第一に、「人民経済の部門構造を完備するうえで…不足したものを補充または更新し、先進的な技術装備と科学技術の導入が必要であり、そのための効果的な方法の一つが外国人投資を受け入れる」ことである。特に、「効果的な方途の一つは外国投資を受け入れ、合理的に利用すること」である。第二に、羅津・先鋒地域は「東北アジア地域で国際貿易及び中継貿易の中心地、資本投資の拠点としての有利な自然地理的条件と豊富な人的物的潜在力をもち、「黄金の三角地帯」と呼ばれている」。第三に、「羅津・先鋒地区は中国の東北地方、ロシア、日本とヨーロッパ諸国を海と陸地で連結する三角分岐点として、東北アジアの中心部に位置しているおり、少ない投資でも短期間に経済的効果を高めることが可能である」(鄭鉄原著、大内憲昭監訳、一九九七・二〇・二)。これらに加えて、北朝鮮が直接的に言及はしなかつたが、羅津・先鋒地域が首都平壤と離れており開放の衝撃を最小化できる「蚊帳式」開発が可能であると判断したからであつた。

对外経済政策推進委が立案した羅津・先鋒地区開発計画の目標は、同地域の地理的、社会的基盤の潜在力と自然環境資源を効果的に活用し東北アジア及び世界経済発展の趨勢に見合つた総合的に発展した自由経済貿易地帯の創設であつた。その地帯は第一に、国際貨物の中継基地、第二に、輸出主導型軽工業基地、第三に、国際的な観光基地で構成される。「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」設置案は、一九八六年の「合弁法」より一步進んだ对外開放政策と評価できる。なぜならば、「合弁法」が外国資本の合弁だけを許可したのに対し、「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」案は「外国投資家に経済貿易分野でより有利な経済活動条件を保障する特殊な経済地帯」、つまり「経済特区」を想定していたからである(鄭鉄原著、大内憲昭監訳、一九九七・二二⁽⁷⁾)。

北朝鮮は外国資本の円滑な誘致のため、新しく法規を制定したり、旧法規を補完したりした。一九九二年の改正憲法に外国人投資根拠条項が新設された。⁽⁸⁾「外国人投資法」（一九九二年一〇月）、「合作法」（一九九二年一〇月）、「外国人企業法」（一九九二年一〇月）、「自由経済貿易地帯法」（一九九三年一〇月）、「外国投資企業及び外国人税金法」（一九九三年一月）、外貨管理法（一九九三年一月）をはじめとする四〇個余りの外資誘致関連法規及び施行規定が制定または改正された。

観光産業と関連しては、羅津・先鋒地帯を国際的な観光基地の機能を遂行する文化的な観光基地として作り上げる計画が立てられた。これのための措置として政務院は、一九九六年七月一五日に「自由経済貿易地帯観光規定」を決定した。同規定は、一般規定、観光旅行、観光サービス及び料金、観光管理、制裁及び紛争解決となる総五章三五条で構成されていた。

主要な内容を整理すると次の通りである。まず、第二条は、観光客の範囲を外国人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、観光客）に制限し、彼らは自由経済貿易地帯で自由に観光を行うことができ、また定められた秩序にしたがい地帯外の共和国領域内で観光を行うことが可能であると提示している。第六条は、観光客の身の安全が法的に保障されることを明らかにしていた。第八条は、観光産業の開発と関連した内容で、共和国（北朝鮮）の機関、企業所、団体と外国人投資企業、外国人投資家は合弁、合作の形式で投資し、地帯で観光地と観光対象を開設または観光サービスを行うことが可能であると提示した。第一六条は、観光客は旅行期間に共和国（北朝鮮）の法律と規定、社会秩序を守り、住民の礼儀道徳と生活風習などを尊重すべきで、観光旅行を他の目的に利用してはならないとし、外部観光客による資本主義的潮流が北朝鮮住民に伝播することを遮断しようとした。第二三条は、観光料金は契約当事者が相互に協議し定め、観光客が入国前に支払わなければならぬと規定し、北朝鮮が観光産業を通じた外貨収入を重視していることを明らかにしていた（鄭鉄原著、大内憲昭監訳、一九

九七・五四六(五五〇)。以上の内容から、北朝鮮が観光産業の開発に多くの関心と努力を注いでいたことが見受けられる。ただそれは、あくまでも自由経済貿易地帯に限定された観光産業開発政策であった。

「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」は、羅津地区、先鋒地区、雄尚地区、牛岩地区、洪儀地区に分けられ、地区別細部開発計画で構成されていた。五つの地域のなかで、牛岩地区は観光及び保養の景観地域に設定し外国人居住地、別荘地及び音楽堂、映画館、展示館など文化・慰労施設の建設が可能な地区に、羅津地区はホテル事業の進出が可能な地区に設定された(大韓貿易振興公社、一九九三・八四)。そして、観光地開発の建設主は国家観光指導総局で、羅津ホテルの建設主は政務院対外奉仕総局であった。開発計画は三段階に分けられていた。第一段階は一九九三年から一九九五年までで、既存の道路、鉄道、港湾などインフラを整備し国際貨物中継輸送基地としての機能と役割を高め、投資環境を整える段階である。観光産業と関連しては、まず羅津を拠点にして安州ー新海を、先鋒を拠点にして牛岩ー屈浦を開発し、海岸地域に沿った観光地を造ることが盛り込まれていた。第二段階は一九九六年から二〇〇〇年で、第一段階の完成を前提に東北アジアの交流及び国際観光基地の拠点が備わる段階である。観光産業と関連しては羅津・先鋒国際ホテルを建設し、安州ー新海観光地と牛岩ー屈浦観光地を拡張する。完成段階の第三段階は二〇〇一年から二〇一〇年までで、二一世紀に見合った総合的で現代的な国際交流拠点としての機能遂行のための施設が完備される段階である(朝鮮民主主義人民共和国対外経済協力推進委員会、一九九三・八・一〇)。観光産業と関連しては雄尚国際ホテル、豆満江国際ホテルなどを建設することが盛り込まれていた。もし、開発計画が計画通り実現されると、羅津・先鋒地域全体は一つの観光団地として生まれ変わるはずであった。

2 実質的成果と問題点

北朝鮮は「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」の成功のために地帯内インフラ施設を拡充し始めた。第一に、四〇億ドル以上を投資し、四〇〇kmの豆満江循環鉄道（清津—羅津—先鋒—会寧—古茂山）の電鉄化をはじめ、清津—羅津—先鋒—豆満江駅と豆満江駅—セッピヨル区間の既存道路の高速道路化を試みた。また、四〇万キロワット、一億六〇〇〇万ドル相当の発電所建設とともに四億四五〇〇万ドルに及ぶ北部高速道路六つの区間を建設した。第二に、羅津・先鋒を基点とするアジア横断列車の建設を目的とする鉄道設置を計画した。その資金の調達のため、一九九七年五月に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）第五三次総会で支援を要請した。第三に、「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」内の観光ホテルと休養施設建設のために外国企業の投資を積極的に誘導した（金英允、一九九七・四二）。

北朝鮮が提示した羅津・先鋒地帯段階別開発目標と中点プロジェクトの予想投資費は第一段階で四一・三五億ドル、第二段階で一一・三二億ドル、第三段階で一七・二二億ドルとし総七〇・一九億ドルであった。問題は開発計画の実現のために必修的な資金が合作、合弁、（外国企業の）単独投資、すなわちすべて外国からの投資に頼っていた点である。それは「羅津・先鋒自由貿易経済地帯」の成功可否が外国企業の投資如何に全面的に依存していることを意味した。

一九九六年九月、北朝鮮の対外経済協力推進委員会は「国際投資フォーラムに対する評価報告書」で羅津・先鋒国際投資フォーラムに二六カ国五四〇人が参加し八件、二億八五〇〇万ドル相当の投資契約が締結され、三二件八億三〇〇〇万ドル相当の投資意向書が交換されたと発表した。同報告書によると、一九九六年未現在、「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」に対する外国投資契約は合計九億七〇〇万ドルであり、投資合意書署名分を合わせると、投資実績は二〇億二〇〇〇万ドルに達すると推定した。また、一九九七年一月イスイスのダボス世界経済フォーラムで金正宇北朝鮮対外経済協力推進委員長は一九九六年末まで総投資契約額九億ドル中一億ドルの投資が

実際に履行されたことを明らかにした（南宮鑑、一九九八・二八八・二八九）。

しかし、このような投資契約件数と投資額は羅津・先鋒地域開発と関連し必要な予想金額には程遠いものであった。さらに、一九九六年は北朝鮮が提示した第一段階（一九九三～一九九五）開発目標が完成する年であることを考慮すると、投資契約を最も高く報告した「国際投資フォーラムに対する評価報告書」で提示された投資額二億八五〇〇万ドルと北朝鮮が羅津・先鋒地域のインフラ整備に投資した約一億五〇〇〇万ウォン（七〇〇〇万ドル）を合わせたとしても第一段階開発に投入された金額は三億五五〇〇万ドルに過ぎなかつた。すなわち、第一段階開発に必要な予想金額の一〇分の一にも及ばない金額であつた。

北朝鮮の積極的な投資誘致活動にもかかわらず、西欧国家の投資が低調であつた理由は次の通りである。第一に、同地域を貨物中継地・輸出中継地・国際観光基地として開発しようとするアイデアと計画に對する後続的・現実的措置が十分でなかつた。第二に、ホテル、銀行、住居施設、道路、電力、通信など関連インフラ施設が整備されておらず、西欧企業に投資の現実性を与えられなかつた。第三に、北朝鮮は国際的基準に符合しない便宜主義的基準を適用することによつて西欧企業に対し信頼感を与えられず、北朝鮮は国際金融機関に加入していくなかつた。第四に、北朝鮮を取り巻く国際情勢が不安であつた。それは投資契約が一九九四年一〇月「北米ジユネーヴ基本合意文」により北核問題が一段落した後の一九九五年に二三%、一九九六年に七〇%が締結されたといふ事実からも確認できる。すなわち、不安な北朝鮮の対外情勢が西欧企業の対北朝鮮投資リスクをさらに高めたのである。⁽⁹⁾第五に、一九九四年以降北朝鮮の経済難と食糧難が海外に伝わることによつて投資先としての北朝鮮の魅力は完全に喪失した。第六に、投資実行率と投資対象にも問題があつた。すなわち、総誘致契約額九億七〇〇万ドルのなかで実際の投資額は一億ドルで投資実行率が一一%に過ぎなかつた。これを北朝鮮に対する実際投資額をUNDP統計によつて三七〇〇万ドルで想定すると、投資実行率は四・一%に過ぎなかつた（南宮鑑、一

一九九八・二・八九）。そのなかで観光産業と関連して確認された投資は、香港のエンペリグループのホテル建設投資金一億八〇〇〇万ドルが唯一であった。結局、北朝鮮が冷戦の崩壊という緊迫した情勢のなか、体制維持の目的で実施した「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」も、一九八四年の「合弁法」と同じく失敗に終わつたのである。

IV 二〇〇二年の「七・一措置」の公布と観光産業の実行期

1 「七・一措置」と観光産業政策

二〇〇二年七月一日に北朝鮮は、「七・一経済管理措置」（以下、「七・一措置」）を公布した。「七・一措置」の主要内容は次の通りであった。第一に、非公式部門と公式部門の間の現実的な格差を認め、公式部門に非公式部門を吸収するためには国家価額を現実化した。第二に、賃金の大幅な引き上げを通じて既存の社会福祉体制を現実的に改編する。第三に、為替を現実化し（北朝鮮貨幣の評価切下げ）企業の経営自立権を拡大することによって企業が国際社会とより積極的に協力できる与件を作つた（徐恩美、二〇〇二・一・八九）。つまり、「社会主義原則を守りながら最大の実利を得られる経済管理」を作ろうとするものである（『労働新聞』、二〇〇二年一〇月三日字）。一言で言えば、「七・一措置」は北朝鮮の否定にもかかわらず、市場経済への移行を予告する改革措置であったのである（李明勲、二〇〇三・三〇三）。

北朝鮮が「七・一措置」を実施した理由は次の通りであった。第一に、一九九四年から始まつた食糧危機が象徴するように、北朝鮮経済が国家の巨視経済運営能力の悪化で改革なしには耐えられない絶対貧困と貧困の渦に巻き込まれていたこと。第二に、経済発展に必要な外部資金と先進技術を導入するためには対外開放に対する政府の意志を対外的に示さなければならなかつたことなどである。（林カンタク・林セイフン、二〇〇四・一六）。

「七・一措置」以降、北朝鮮は二〇〇一年九月には「新義州経済特区」を、二〇〇二年二月には「金剛山観光地区法」と「開城公団地区法」を制定した。新義州特区が主に中国の投資家を対象に設置された経済特区であったとすれば、金剛山及び開城地区は韓国を相手とした観光・経済特区の性格を持つていた（趙明鉄外、二〇〇二・二六七～二六八）。このような点から「七・一措置」が拡大されている非公式経済部門を公式部門へと吸収することによって国家の経済管理能力を回復しようとする対内用政策というならば、新義州、金剛山、開城地域に適用された一連の法律は北朝鮮の対外開放意志を国際社会に知らせ外国資本の投資を誘致しようとする対外用政策であつたと言えよう。

特に、観光産業と関連した北朝鮮の態度において注目すべきことは、金剛山観光である。朝鮮戦争以後、最初の南北対話が行われた一九七二年、韓国は北朝鮮に対し金剛山観光と関連した合作を提案していた。しかし、金日成主席は「彼ら（韓国…著者注）は、我々が提案したのはすべて反故にして、北と南が合作し金剛山を観光地として開発しようと言つた。南朝鮮当局者の本心は金剛山を観光地に造り上げて妓生観光をして金を稼いで少数特権層だけを肥やそうとすることでありました」と、否定的見解を表明し、韓国の合作提案を拒否した（金日成、一九七五年五月一七日）。しかし、一九八九年一一月に金日成は、中央人民委員会で行つた観光活性化に関する演説で、江原道には金剛山と三日浦、侍中湖、洞庭湖をはじめ名勝地が多い。これらによく手入れをすれば、江原道は立派な国際観光地になります」と指摘し、金剛山観光の必要性を提示した。また、一九八九年には「江原道は観光業を積極的に発展させ工業と農業をはじめ人民経済のさまざまな部門を早く発展させることができます」とし、観光産業が持つ関連産業誘発効果まで指摘した（金日成、一九八九年一一月一四～一五⁽¹⁰⁾）。北朝鮮は金剛山観光がもたらす経済的効果を認識していくのである。

一九九八年四月三〇日に韓国政府が「南北経協活性化措置」を発表し韓国企業人の訪北を許可すると、北朝鮮

は韓国との合作による金剛山開発に前向きな態度をとった。同年六月に北朝鮮の朝鮮アジア太平洋平和委員会は、北朝鮮を訪問した鄭夢憲現代グループ会長と金剛山観光及び開発事業に合意した。⁽¹¹⁾「金剛山観光のための基本契約書」を締結した。そして、一月一八日に遊覧船金剛号が東海港を初めて出航することによって金剛山観光が始まった。⁽¹²⁾

北朝鮮が金剛山観光を始めた理由は次の通りである。第一に、北朝鮮が金剛山総合開発事業と関連し現代グループに長期間単独利用権と事業権を与える対価として一九九八～二〇〇四年の六年間、現代峨眉山は観光客一人当たり二〇〇ドル合計九億四二〇〇万ドルを北朝鮮に支給すると合意したこと。第二に、金剛山は首都平壤から遠く離れており、金剛山、海金剛などの自然景観を主とした観光であるために北朝鮮住民と韓国人観光客との接触統制が可能であること。第三に、北朝鮮を訪問する外国観光客が日本人に限定されているなかで、観光客を増やすためには韓国人を受け入れるしかなかつたことなどである（朴炫宣、二〇〇五：二二二）。

二〇〇二年一月二十五日に公布された「金剛山観光地区法」は総二八条、附則三条で構成されていた。まず、第一条は、金剛山観光地区が共和国の法律にしたがつて管理・運営される国際的な観光地域であることを提示していた。第二条は、金剛山観光地区の観光客が韓国国民、海外同胞、そして外国人であることを指摘していた。第五条は、観光地区の事業に対する統一的指導は中央観光地区指導機関が観光地区管理機関を通じて行い、機関、企業所、団体が観光地区事業に関与する場合、中央観光地区指導機関と合意しなければならないと規定した。第二一条は、観光地区には韓国、海外同胞、他の国の法人、個人、経済組織が投資し観光業を行える、観光業には旅行業、宿泊業、娯楽及び便宜施設業が含まれるとし観光地区開発への参加を容易にした。第二五一条は、南側地域で観光地区に出入りする南側及び海外同胞、外国人と輸送手段は観光地区管理機関が発給する出入証明書を所持し指定された通路を通つて査証なしに出入できるとした。具体的に、金剛山地域が北朝鮮の主権が行使される

地域ではあるが、観光地区開発のための法人、個人とその他経済組織の自由な投資を許容し財産を法的に保護し、観光客の行動の自由を以前の他の観光地域より許容していた。それから、三年後の二〇〇四年五月には管理機関の設立・運営、税関、出入・滞留・居住などで構成される「金剛山観光地区法」下位規定を発表した。その目的は金剛山地区を世界的な環境親和的観光地に開発し観光収入を増大させるためであった。簡単に言えば、「金剛山観光地区法」及び下位規定は金剛山観光の活性化を目的としていた。

2 実質的成果と問題点

金剛山観光の推進過程は、次のように区分することができる。第一段階は模索期（一九八九・十一～一九九〇・五）で、北朝鮮当局と韓国の現代グループの鄭周永会長との間で「金剛山観光開発議定書」が締結され、観光を目的とする金剛山開発の必要性を南北が共感した期間である。第二段階は準備期（一九九八・六～十）で、北朝鮮アジア太平洋委員会と韓国の現代グループの鄭夢憲会長との間で「金剛山観光のための基本契約書」及び「金剛山観光事業に関する合意書及び付属合意書」が締結された期間である。第三段階は開始期（一九九八・十一～一九九九・五）で、現代金剛号の出発で金剛山観光が始まった時期である。第四段階は停滞期（一九九九・六～二〇〇三・八）で、一、二次西海交戦が象徴する南北関係の悪化や観光客閥・泳美氏抑留事件などによつて韓国民が身の安全に対し危惧心を持つようになり、金剛山観光に対する韓国人の熱気が冷めていた時期である（沈相眞・洪昌殖・池鳳九、二〇〇六・四三）。第五段階は回復期（二〇〇三・九～二〇〇八・二）で、陸路観光の開始、韓国政府の南北協力基金の提供によつて韓国観光公社の金剛山観光事業への参加、現代峨山の自己救済策などの用意で金剛山観光が再び活性化された時期である。最後の段階である第六段階は中断期（二〇〇八・三～現在）で、二〇〇八年二月末に韓国において李明博政権の登場以後南北関係が悪化するなかで、同年七月に北朝鮮哨兵の銃

表1 金剛山観光客数（1998年11月～2008年7月）

年度	'98. 11-12	'99	'00	'01	'02	'03
観光客数	10,554	148,074	213,009	57,879	84,727	74,334
年度	'04	'05	'06	'07	'08.7	総計
観光客数	268,420	298,247	234,446	345,006	199,966	1,934,662

*離散家族行事及び南北共同行事などのための金剛山地域訪北人員は除く。

資料出所：<http://www.unikorea.go.kr/kr>

撃により韓国人観光客・朴旺子氏が死亡する事件が起り、韓国政府が金剛山観光を中止させた時から現在までである。

一九九八年一月から二〇〇八年七月までの観光客数は表1の通りである。金剛山観光の肯定的な効果は次の通りである。第一に、金剛山観光を通じて外貨を獲得することによって北朝鮮は観光事業が持つ経済的効果を実感するようになったことである。そして、それは平壌観光、白頭山観光、開城観光、アリラン観光などの開始につながったことである。第二に、金剛山を訪問した観光客数が一〇〇万人を超えて、陸路観光が活性化し、数々の慰労施設が設けられた総合観光団地へと発展したことによって観光事業が金剛山地区の他産業の成長を促進していたことである。第三に、北朝鮮が北朝鮮観光市場の最も大きな顧客が韓国国民であり、観光事業のパートナーも韓国しかないという現実をわかるようになったことである。第四に、金剛山観光を通じて約二〇〇万人に達する韓国人が、たとえ制限された地域ではあるが、北朝鮮を訪問し、また金剛山特区で南北交流行事が開催された結果、南北交流が増進されたことである（全英善、二〇〇六・三一～三二）。

同時に、金剛山観光は様々な問題点も持っていた。第一に、金剛山観光が南北関係の変化に直接的な影響を受けるという点である。これは、対北宥和政策を実施した金大中政権と盧武鉉政権時期には金剛山観光が順調に発展したが、対北強硬政策を実施している李明博政権の下で金剛山観光が中止されている事

実から確認できる。第二に、一九九九年六月二〇日に観光客・閻泳美氏抑留事件と二〇〇九年七月一一日の北朝鮮哨兵の銃撃による観光客・朴旺子氏死亡事件などが象徴するよう観光客の身の安全が確保されていないという事実である。第三に、金剛山を一度訪問した観光客が再訪問を好まないとから分かるように多様な観光商品がないという事実である。第四に、観光インフラが劣悪であるという点である。その改善のために北朝鮮は宿泊施設を拡充し観光に従事する人材を養成し素養教育を実施していたが、不十分な水準であった。

V 終わりに

北朝鮮は、自立的民族経済建設路線が招いた経済的困難を補完するために一連の改革・開放政策を実施してきた。そして、観光産業を改革・開放政策における主要育成産業の一つとして重視してきた。一九八四年九月に発表した「合弁法」において、北朝鮮は観光産業を外国企業との合弁対象の一つに選定し、外国人観光客の誘致政策を提示するなど政権樹立以来初めて利潤追求を目的とする観光産業を試みた。しかし、七〇年代の債務不履行に起因する低い対外信用度と資本主義的経営方式を無視する態度などで北朝鮮と合弁をしようとする西欧企業がない中で合弁事業は、いわゆる「朝一朝事業」へ変化していた。さらに、北朝鮮の低い観光インフラ施設と観光地域の統制などによって北朝鮮観光に興味を示す外国人観光客は殆んどいなかつた。その結果、北朝鮮が試みた最初の観光産業は失敗に終わった。

次に、一九九一年八月に宣布した「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」の一環で、北朝鮮は「自由経済貿易地帯観光規定」を承認するなど観光産業を国家産業の一つに指定し、羅津・先鋒地域を国際的観光基地として造成しようとした。そして、そのために必要な交通設備、観光ホテルなどの観光インフラを北朝鮮の資金で補完する一方、

外国資本の誘致を通じて新しく建設しようとした。観光産業に対する態度が以前の「合弁法」時期と比べより発展したのである。しかし、北朝鮮は一九九四年以後の食糧難が象徴するように社会主義貧困国であつたし、また第一次核危機が象徴するように最強大国の米国と敵対的な関係に置かれていた。その上、依然として観光産業がもたらす資本主義文化の流入を遮断しようとした。このような状況下で北朝鮮が構想する羅津・先鋒地域の観光産業に投資しようとする外国資本はほとんど存在しなかつた。北朝鮮が試みた観光産業の活性化はまた失敗したのである。

最後に、二〇〇二年七月一日に「七・一措置」を発表した後、北朝鮮は「金剛山観光地区法」（一一月）を採択するなど金剛山地区を観光地に造り上げるために力を入れた。特に、金剛山は金日成主席が観光地として愛情を注いでいた地域である。金剛山観光に必要なインフラは韓国の現代企業との合意の下で造り、観光客は北朝鮮訪問が禁止されてきた韓国人であった。これは、以前の観光政策とは異なり、韓国資本と韓国人を対象にしていた。しかし、北朝鮮の意図とは関係なく、このことは金剛山観光を南北関係に従属させ、南北関係が友好的なときは問題がなかつたが、南北関係が悪化する場合は観光が中断される結果をもたらした。一方、金剛山観光を通じて外貨を獲得した北朝鮮は観光産業が持つ経済的効果を実感するようになり、それは観光地域の拡大へとつながつた。にもかかわらず、北朝鮮は依然として観光産業の拡散と観光客の拡大がもたらす資本主義風潮の流入を遮断しようとする目的で観光産業を統制していた。北朝鮮が改革・開放政策に対する二重的思考を捨てきれず、今までのよう 「蚊帳式」で実施する限り、観光政策もまた「蚊帳式」という枠を脱することはできないだろう。その結果、観光産業に対する北朝鮮の積極的意欲にもかかわらず、観光産業の発展は困難であり、観光産業が関連産業に及ぼし得る波及効果もまた制限されるだろう。

(1) 北朝鮮における最初の改革・開放政策は、観点によつては、一九七一年から一九七六年までの六カ年経済開発計画期間中に実施された西欧国家からの外資及び技術導入と評価することができる。しかし、同時期に北朝鮮は観光産業に対してはさほど関心を表明しなかつた。したがつて観光産業を改革・開放政策との関連で分析する本研究の目的と合わないため、同時期は分析対象から除く。

(2) 国内資本の蓄積が不足する北朝鮮が経済建設を行う際に最も切実な問題は資本の確保であつた。それにもかかわらず北朝鮮は外資導入に否定的であつた。その理由としては、第一に外資（特に西欧資本）が流入した場合、経済が西欧資本に隸属し、国家の自主性を毀損されると憂慮したこと、第二に「自立的民族経済建設路線」と「自力更生原則」が可能であると考えていたことなどがあげられる。

(3) 「合弁法」は、第五章二六条で構成されており、主要な内容は次の通りである。第1章は、基本事項と合弁対象及び範囲に関するもので、合弁対象の範囲は工業、建設、運送、科学技術、観光業など五つの産業である。第2章は、合弁会社の組織と投資対象及び範囲に関するもので、投資の範囲は現金、現物、発明権、技術文献などである（環太平洋研究所編、一九八七・五〇四～五〇七）。

(4) 政務院直属の旅行管理局は「政府級の観光指導機関として国家の観光政策に基づき観光業の全般的問題を主管し、その実行を指導する」との目的で設立された。

(5) 北朝鮮は一九七〇年代初め、先進技術と設備を導入する目的で日本、フランス、西ドイツなど西欧国家から大規模の技術と資本を導入した。しかし、一九七三年の第一次石油ショックと経済体制の非効率性のために外債が累積すると、貿易代金決済を遅延し、債務償還を拒否した。その結果、北朝鮮は国際社会から信用不良国という烙印が押された。

(6) 一九八七年六月の日本人観光団は五泊六日の日程で開城、板門店、南浦の観光地を訪問した。

(7) 「経済特区」とは、一般的に外国人投資の導入と輸出志向的な製造業の発展を目標として設定する特別経済地帯である。

(8) 朝鮮民主主義社会主義憲法第三七条、第三八条は、わが国（北朝鮮・著者注）の機関、企業所、団体と他国の法人または個人との企業合弁と合作を奨励するということを規定している。これによつて、外国資本の投資と関連する

法の作成方向と基準が明らかにされた。

(9) 冷戦崩壊後、国際的に孤立した北朝鮮は世界最強大国の米国から体制の保証を受けようとする目的で核兵器開発を試みた。これに対して米国は北朝鮮の核開発を阻止するための軍事シミュレーションを準備した。その結果発生したのが第一次北核危機であつた。結局、第一次北核危機は一九九四年一一月に米国と北朝鮮の間に締結された「ジュネーヴ協定」によつて一段落した。

(10) 金日成、「江原道を国際観光地に作ることに関することに関する」、朝鮮民主主義人民共和国中央人民委員会第八期第三一次會議における演説（一九八九年一二月一四～一五日）『金日成著作集 42巻』。

(11) 一九八九年一月鄭周永現代グループ名誉会長が訪北し、「金剛山開発議定書」を締結した。それから九年後である一九九八年六月鄭夢憲現代グループ会長と金容淳アジア太平洋平和委員会委員長との間で「対北朝鮮投資協商および遊覧船による金剛山観光事業に関する契約」が結ばれた。

(12) <http://www.unikorea.go.kr/>「金剛山観光（検索日：二〇〇一年八月二〇日）。

(13) 「朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法」（二〇〇二年一一月一三日）、大韓民国法務部特殊法令課（二〇〇三・五）参照。

参考文献

- 金サホン『国際観光論——国際観光現象の社会文化論的解釈』ソウル、白山出版社、二〇〇六年（韓国語）。
- 林カンタク・林セイフン『北韓の経済特区開発と外資誘致戦略』ソウル、統一研究院、二〇〇四年（韓国語）。
- 鄭泳哲『北韓の改革・開放』ソウル、図書出版 善人、二〇〇四年（韓国語）。
- 梁文秀『北韓経済の構造——経済開発と沈滞のメカニズム』ソウル、ソウル大学校出版、二〇〇一年（韓国語）。
- 金ホンシク『京畿道観光特区運営活性化方案』ソウル、京畿開発研究院、二〇〇〇年（韓国語）。
- 金英允『北韓の観光実態と南北観光分野交流・協力方案』ソウル、民族統一研究所、一九九七年（韓国語）。
- 交通開発研究院『南北観光資源共同開発方案に関する研究』ソウル、交通開発研究院、一九九二年（韓国語）。
- 全英善「南北観光事業の現況と活性化課題」、『亞太争点と研究』（二〇〇六年・秋号）、二〇〇六年（韓国語）。

朴炫宣「南北観光交流協力が北朝鮮変化に及ぼす影響と交流協力課題」、『北韓研究学会報』（九巻一号）、二〇〇五年（韓国語）。

沈相眞・洪昌殖・池鳳九「金剛山観光の拡大・発展戦略と対策」、『観光政策学研究』（一二巻一号）、二〇〇四年（韓国語）。

李明勲「第五章 経済発展戦略」、『北韓の国家戦略』ソウル、ハンウルアカデミー、二〇〇三年（韓国語）。

南宮鎬「北韓の外資誘致政策と南北韓経済協力」、『韓国政治学会報』（三三巻二号）、一九九八年（韓国語）。

金日成「江原道を国際観光地としてよく整えることに対して」、『金日成著作集 42巻』平壤、朝鮮労働出版社、一九八二年（朝鮮語）。

金日成「新年辞」、『金日成著作集 35巻』平壤、朝鮮労働出版社、一九八〇年（朝鮮語）。

金日成「祖国の社会主义建設成り行きに關して」、『金日成著作集 30巻』平壤、朝鮮労働出版社、一九七五年（朝鮮語）。

国家観光総局『朝鮮観光案内』平壤、国家観光総局、二〇〇二年（朝鮮語）。

朝鮮民主主義人民共和国对外経済協力推進委員会「黄金の三角州・羅津・先鋒」一九九三年（朝鮮語）。

方完柱・黄鳳赫『朝鮮観光案内』平壤、外国文出版社、一九九一年（朝鮮語）。

環太平洋研究所編『韓国・北朝鮮総覧 一九九三 VOLUME 3』東京、原書房、一九九三年。

環太平洋研究所編『韓国・北朝鮮総覧 一九八七 VOLUME 2』東京、原書房、一九八七年。

磯崎敦仁「北朝鮮の対日インバウンド政策 一九八七）二〇〇二』『国際情勢』（七七号）、二〇〇七年。

鄭鉄原著・大内憲昭訳『朝鮮民主主義人民共和国对外投資法規概説・羅津・先鋒自由経済貿易地帯関係法規』東京、明石書店、一九九七年。

玉井素・渡辺利夫編『北朝鮮—崩壊か、サバイバルか』東京、サイマル出版会、一九九三年。

真保潤一郎・宮塚利雄「北朝鮮における観光産業の経済的効用——アジア社会主義国に於ける対観光観の一類型——」、『大東文化大学紀要第30号』（二〇〇一年・秋号）、二〇〇一年。

<http://www.unikorea.go.kr/> 金剛山観光。

<http://contents.archives.go.kr/> 朝鮮民主主義人民共和国「金剛山観光地区法」(110011)。